



市税・保険料は納期内に納めましょう

11月～12月は県内一斉地方税滞納整理強化月間です

■問い合わせ先 税務課 ☎(40)5554

事情がある場合は相談を

「納税の公平と税収の確保を図るため11月～12月「県内一斉地方税滞納整理強化月間」として、栃木県との協働により、県内一斉に徴収の強化に取り組みます」

市税等は、納税者の皆様は納期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方は納期内に納付していただいておりますが、残念ながら一部に滞納している方がいます。

市が提供する、福祉や教育をはじめとする様々なサービス及び保険制度は、市税等が主な財源になっており、市税等を滞納すると、市民サービスの提供や保険制度の運営等に支障をきたすことになりかねません。何より、納期内にきちんと納めている大多数の方との公平を欠くことになりません。滞納整理にも貴重な税金が費やされています。納期を守って納付されるようお願いいたします。

市税等を納められず...



市税等を納期限までに納めなかつた方には、督促状が送付されます。この督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに、その市税等を完納しなかつた時には滞納者の財産を差し押さえなければならぬと法律で定められています。

差し押さえする財産は、滞納者の給与・預貯金・生命保険・不動産・自動車・動産などです。市税等は「他の債権に優先して支払われるべきもの」として法律に位置付けられています。そのため市税等を徴収する職員には、一般の債権者等とは異なり、裁判所の令状等がなくても、滞納処分のために必要な調査、搜索、差押をする事（自力執行権）が認められています。

「まだ納期限から日数が経っていないから」「滞納金額が少ないから」大丈夫ということはありません。納め忘れがある場合は、速やかに税務課に連絡して納付をしてください。

「災害、盗難、事業の廃止、病気等やむを得ない事情により、一時に納付できない場合」は、徴収の猶予や分割納付を受けられる場合があります。滞納になる前に税務課に納税相談をしてください。なお、他の返済や支払いがあつて納付が遅れることは、納税の公平を欠くため認められません。返済計画の見直しを借入先に相談するなど、市税等は納期内に納付してください。

「徹底した財産調査と差押の実施に取り組んでいます」

財産調査

- 給与・年金・勤務先や年金支払者に通知します
- 売掛金等・取引先に通知または臨場します
- 預貯金・通知または臨店します
- 生命保険・保険会社に通知します
- 不動産・登記簿を調査します
- 自動車等・家宅等を搜索します

差押

- 給与・年金・生活費等の差押禁止部分を除く全ての金額を差し押さえて取り立てます
- 預貯金・原則として全額を差し押さえて口座が一時的に使用できなくなる場合があります
- 生命保険・全ての支払い請求権を差し押さえて解約請求も行います
- 不動産・差押登記により土地の処分に制限をかけて公売により換価します
- 自動車等・タイヤロック等で使用を制限して公売により換価します

問い合わせ先

税務課 ☎(40)5554

平成27年度の滞納整理状況 (H27.4月～9月)

- 財産調査 19,612件
- 差押(新規) 1,066件
- 換価・取立及び金額 262件 20,678千円
- 公売 16件
- 催告書発送 5,871件